

令和5年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録

日 時：令和5年8月22日（火）午前10時

場 所：府中駅北第2庁舎3階会議室 / Web 会議

出席者：（敬称略）

< 委員 >

曾根直樹、高橋美佳、永井雅之、西脇京子、北條正志、吉井康之
中川さゆり、山口真佐子、林比典子、中嶋佳代、藤間利明、岡本直樹

< 事務局 >

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐兼生活係長
障害者福祉課給付係長、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐
障害者福祉課主査（1名）、障害者福祉課主任（1名）障害者福祉課事
務職員（2名）
株式会社名豊

傍聴者：あり

議 事：

1. 前回の会議録について 【資料1】
2. 計画スケジュールについて
3. 府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案（案）について
【資料2】
4. その他

資 料：

【事前配布資料】

資料1 令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案（案）

【当日配付資料】

次第

席次表

修正版（資料1 令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案））

議事

事務局

本日はお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。定刻になりましたのでただ今より令和5年度第2回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。司会を務めさせていただきます府中市福祉保健部障害者福祉課長補佐の古田と申します。よろしくお願いいたします。本日はオンライン併用ということで進めておりましたが、今のところオンラインでの参加はございませんので、対面という形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日委員18名中、今のところ12名のご参加となっております。本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお事前に藤原委員、長崎委員、深井委員、渡辺委員、相賀委員よりご欠席とのご連絡をいただいております。星委員につきましてはまだ状況を把握出来ておりませんので、もしかしたら遅れての参加となる可能性がございますのでよろしくお願いいたします。本日の会議はおおむね2時間程度を予定しております。皆様ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。まずお手元の資料を確認させていただきます。事前に皆様に送付しております資料は資料1「令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」、資料2「府中市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)素案(案)」。その他、本日机上去用意しました資料は、本会議の「次第」、「席次表」、「修正版(資料1)令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」となります。ここまで資料の過不足等ございましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。また本日、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の冊子、青色の冊子となりますがもしお持ちでない方がいらっしゃいましたらお貸しいたしますので挙手にてお知らせください。ではこれより議事に入ります。本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。ここからの進行は曽根会長にお願いいたします。

会長

では皆さんよろしくお願いいたします。傍聴希望の方がいらっしゃるということですので、会議の公開に関する規則に従いまして傍聴の許可をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

はい。では傍聴の方にご入室いただけたらと思います。暑い廊下で長らくお待ちしました。すみませんでした。

1．前回の会議録について

会長

では議題に入りたいと思います。では1番目、「前回の会議録について」事務局からご説明お願いいたします。

事務局

では資料1第1回会議の会議録案をご覧ください。こちらですが、3か所修正がございまして本日当日資料として差し替え資料を机の上に置かせていただいております。藤間委員より修正いただいております、まず12ページ下のところの発言箇所、続いて13ページ真ん中部分の発言箇所、26ページ真ん中部分の発言箇所、以上3点の修正箇所に下線を引いております。ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会長

では修正点については反映されているということによろしいですか。はい。では皆さんこの議事録についてはご承認いただくということによろしいですか。

(発言者なし)

会長

はい。では公開の手続きをお願いしたいと思います。

2．計画スケジュールについて

会長

では続きまして議事の2番目で「計画スケジュールについて」事務局からご説明お願いいたします。

事務局

それではスケジュールについて、こちらは資料はございませんので口頭にて説明させていただきます。次の会議を10月13日金曜日に予定しておりまして、会議後に後日、会長と副会長で市長へ答申を行う予定です。そこで皆さんに協議いただいています計画の素案を市長に提出させていただきます。その後庁内での諸手続きを行い、パブリックコメントを実施いたします。スケジュールの都合上、パブリックコメント前に直接皆さんのご意見を反映出来るのは本日の会議が最後になりますので、是非ご意見いただければと思います。素案の内容を9月末までに固めさせていただきます。本日ご意見いただいた内容を踏まえ修正し、素案としたものを会長、副会長に承認を一任していただく旨ご了承いただきたいと思います。パブリックコメントの日程ですが、12月に行う予定であります。障害者福祉課の窓口や各文化センター、中央図書館、市政情報センター、市政情報公開室などに意見受付箱を設置いたしまして、市民の方からご意見いただく予定となっております。以上です。

会長

ありがとうございました。次の10月13日にもう1回会議はあるものの内容について、大きな意見が言えるのは今日が最後というご理解でお願いしたいと思います。10月13日は微修正をした後に10月の下旬に市長に答申という流れということですので、意見がいろいろ言えるのは今日が最後と思って、是非ご遠慮なくご意見いただけたらと思います。

3. 府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案（案）について

会長

では議事の3番目、今日はこれが中心になりますが、「府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案（案）」について、こちらの方はこの素案の章ごとにご意見いただくという事務局のご意向ですので、章ごとに分けてご説明をお願いしたいと思います。では事務局からお願いいたします。

事務局

では資料2をご覧ください。初めてご覧いただく資料ですので1つずつ確認していきたいと思っております。まず表紙ですが、こちらに素案と書いてあるのですが正確には本日は素案の案ということになります。こちらの表紙の後に市長挨拶文が挿入予定になっております。今はまだ作成はしておりません。次に目次になっております。素案の構成はこちらのような形になっております。続いて1章のご説明に

移ります。第1章は計画の策定の趣旨についてということです。題目の1では「計画策定の趣旨・背景」を記載しております。次の題目2については「障害者支援に関する近年の国の政策動向について」、こちらは厚生労働省から出ております本計画の指針の内容を記載しております。続いて4ページになります。題目3「計画の位置付け」です。こちらについては計画の性格をはじめ、根拠法令、関連計画、計画期間、計画策定体制及び理念についてというところでわかりやすいような形で、図を用いて記載しております。今回の計画策定にあたっては令和8年度までの計画期間にあたる障害者計画の内、令和5年度で終了する障害福祉計画、障害児福祉計画を新しく策定するというところを記載しております。1章は以上になります。

会長

ありがとうございました。1章は計画の位置付け、統計的なデータといったものが中心ですが、ご説明があった1章は17ページまでで良いですか。

事務局

7ページ。

会長

7ページ。そうか。8ページからが2章。ではこの内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

私の方から2点。まず4ページ目の一番下の「(3)関連計画」、ここに4行に渡って書いてありますが、ここはこれから進む3章、4章の議論をする時に教えてほしいのですが、第7次府中総合計画を持ってきたのですが、ここの施策の障害者関係は10番からありますが、総合計画の方がもう先に出来ていて、今回ご提案があった素案、福祉計画と障害児の福祉計画を定めるということで、総合計画で指標があるのですが、これらについて今回素案でいただいた中に同様な項目と踏まえていないものもあるが、まず1点確認したいのは総合計画の指標については、今回全てクリアされていますかというその確認です。それから2点目はページで言いますと6ページ、5の「(2)アンケート調査の実施」ということで前回のこの青も同じ文章を使っているのですが、今回2行目に令和4年度にと書いてあります。それで実際には令和5年の3月にアンケートしているのもう少し具体的に令和5年の3月にと書いた方が直近でやっているという感じがあるかなと、それから(3)のパブリックコメントについては実際に決まった時に文章を置き換

えると思うので、ここは良いと思うので、以上2点についてご検討していただきたいということです。

会長

ありがとうございました。1点目の総合計画の指標をクリアしているかどうか、総合計画の指標が私の手元がないのでわからないのですが、事務局からまずご回答いただいてよろしいでしょうか。

委員

3章、4章の説明の時でも良いです。関連してこれと対応しているのはどれかと読み切れない部分があるので、

会長

総合計画の指標はお持ちですか。

委員

85ページを見せていただけますか。85ページに指標が3つありますが、例えばこういう指標はクリアしていますが、素案で触れてないところは良いです。ただ同じような意味で書いてあるところがあるので、それ以降87、89、91までです。ここまでのページの指標が3章、4章でご説明していただけるこの指標が、つまりクリアしていますかという、クリアしていないのであればそこを補記した方が良いと思います。

事務局

今のご質問につきまして総合計画と照らし合わせて確認をさせていただきます。

委員

お任せします。

会長

ではどうしましょう。後ほど、それとも次回。

事務局

後ほど。

会長

後ほど。わかりました。それが1点目。あと2点目が6ページのアンケート調査の実施時期について時点を令和5年3月と具体的に書いた方が良いのではないかと
いうご意見ですが、こちらはいかがでしょうか。

事務局

この後パブリックコメントの文言についても出てきますので、その年の表し方
を合わせていきたいと思っております。

会長

わかりました。今後検討ということですか。

事務局

そうです。パブリックコメントはおそらく具体的な何月というのを出してきます
ので、おっしゃっていただいたようにそれに合わせて何年何月という形で、表記を
見直しさせていただければと思います。

会長

わかりました。ではそういうことでよろしいですか。他にいかがでしょう。委員、
どうぞ。

委員

内容ではなく誤植ではないかと思うのですが、1ページの10行目にあります
『「障害者基本法」の理念にのっとり、障害者有無によって分け隔てられることなく』
のこれは「者」ではなく、「障害の有無によって」ということではないかなと思いま
すがいかがでしょうか。それからその続きで「障害者のある人もない人も」の「者」
は「障害のある人もない人も相互に」ということだと思うのですが、それから次の段
落の2行目の「生活困窮者等大きな影響を受け」というのは、ここは「障害生活困
窮者等は」、「は」ということを入れていただいた方が良いと思いました。以上です。

会長

ありがとうございました。この最初の2つの「者」についてはご指摘の通りかと思
いますが、最後の生活困窮者等「は」大きな影響を受けというふうにした方が良いの
ではないかということですね。でも日本語的にはその方が読みやすいですね。では
そこは適宜反映していただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

委員

「計画策定の趣旨・背景」のところになるかと思うのですが、障害者権利条約の総括所見が初めて日本の政府報告に対して出されたということがあって、その後計画が見直されるというのは初めてなので、さすがに早速それを反映してということにはならないと思うのですが、ただ勧告等については政府だけではなくて、自治体に対しても示されているものというふうに僕自身は理解をしまして、そういう意味では背景の1つにそういった総括所見というものが出されたというのだけでも一文入れるべきではないか。そこが全く視野に入っていないということではないという意味では、入れてもらっても良いのかと少し思ったのですが、いかがでしょうか。

会長

ありがとうございました。入れるとしたらどこに入れたら良いでしょうか。

委員

例えば「国においては」の後、「また令和2年1月以降」の間ぐらいに、それか「国において」の前の方ですかね。

会長

では、この「計画策定の趣旨・背景」の文章の中にそれを入れるということですか。

委員

そうですね。背景の1つとしてやはり触れておいてもらう方が良いのではないかなという意見です。

会長

わかりました。

委員

今の関連で25ページの(6)のところインクルーシブについて書いてあります。このような観点を「計画策定の趣旨・背景」に追記するということですね。

会長

そうです。これは権利条約の中の具体的な条文になると思うのですが、昨年岡本委員もジュネーブ行かれたのですよね。国連の障害者権利委員会から日本政府の報

告書の審査があって、それに基づいて日本政府に対して総括所見というのが示されて、いろんな勧告を付けたというそれは事実関係のことなので、この1番の「計画の趣旨・背景」の1つの要素として入れるというのは特に問題ないと思うのですが、よろしいでしょうか。当然条約というのは国内法よりも上位なのでそれに従って、国内法を整備するのは当たり前ということになりますので、それは少しこの文章の中に要素として入れていただくということでもよろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では今日、全部で4章分あるのでも大きな意見言えるのは今日が最後ということなので、たまたま1章で何か追加のご意見があったら、後ほどおっしゃっていただけたらと思います。続きまして2章に入らせていただきます。では事務局からまずご説明お願いいたします。

事務局

では2章の説明に移らせていただきます。第2章は「本市の障害者福祉の現状と課題」というところになっております。1の「障害のある人の現状」からご説明いたします。(1)の「人口の推移」では最新の令和5年1月1日時点の府中市住民基本台帳を基に記載しております。続いて(2)「人口推計」については人口の見通しを第7次総合計画より資料を抜粋して記載しております。続いて10ページ、申し訳ありません印刷上(2)となっておりますが、こちらは(3)となりますので修正をさせていただきます。こちらの「障害のある人の現状」では各 から までの各手帳所持者数をまとめてあります。手帳関係については令和5年3月31日時点の状況を記載しておりますが、「難病患者(特殊疾病認定患者)の推移」については出元が東京都の資料になっておりまして、最新が令和4年度のものとなっております。続いて15ページ(3)とありますが、こちらは(4)が正しい表記となります。こちらの「障害のある児童の現状」も前の記載と同様になっております。では一旦ここまでで説明を終わります。以上です。

会長

ありがとうございました。統計的な部分ということになりますが、先ほど難病患者の数値、これは府中市の人数になるのでしょうか。他のところは統計全部府中市ですよね。こちら府中市内の方で難病の方がこれだけいらっしゃるということでもよろしいですか。出元は東京都なのでこれは府中市内の人数なのか、東京都の人数なのかどっちかと思ってお尋ねしたのですが、一応これは府中市内ということでもよろしいですね。はい。委員、どうぞ。

委員

13ページの 障害者保健福祉手帳の下から2行目のところで2度、3度の割合が高く、手帳は精神は級なので変えていただけると助かります。以上です。

会長

文章のところということですね。

委員

文章のところですね。

会長

確かに下の統計表では「級」になっていますけれども文章が「2度、3度」となっているから、これは「2級、3級」が正しいということですよ。ありがとうございました。こちらは修正をお願いいたします。他にいかがでしょう。愛の手帳の次に文章が入ったので混ざってしまったのかもしれないですね。こちらは統計的な部分ですが、よろしいですか。

委員

13ページなのですが、精神障害者の保健福祉手帳所持者の人数が出ていますが1級、2級、3級ですね。それで手帳は必ずということではなくて申請した人ということなので、府中市内で所持していない方の把握というのは出来ているのでしょうか。精神医療の通院者で手帳持っていないという人はいるのでしょうか。

会長

自立支援医療を利用されている方で手帳持っていない方がいらっしゃるかどうかということですね。では事務局からご回答お願いしてよろしいですか。

事務局

中にはそういう方もいらっしゃると思うのですが、人数までは把握出来ていないので申し訳ないのですが、この場ではお答えが出来ません。

会長

はい。よろしいでしょうか。おそらく引き算すれば出るというか、でも自立支援医療は精神の通院公費負担だけではありませんから、細かい精査は必要かもしれません。

委員

では把握されていないということですか。

会長

たぶん資料全部ひっくり返せばわかると思います。ただ算出はしていないのでそういうご回答ですよね。当然、自立支援医療を受けている方は把握出来ているはずですからそこから更生医療と育成医療を引けば精神の通院公費になるので。

委員

こちらでもわかるということですね。

会長

はい。だから当然手帳を持っていなくて、自立支援医療を受けている方はいらっしゃいます。他にいかがでしょうか。

(発言者なし)

会長

ではこちらはよろしいですか。統計的な部分ですからまたあとでお気づきの点がありましたらご意見いただけたらと思います。では続きまして18ページからになりますかね。こちらは本市の障害者福祉に関する課題という章になるのですが、これ結構重要なところなので括弧ごとにご意見をいただきたいということなので、皆さんもよく注意してご覧いただきたいと思います。では事務局からご説明お願いいたします。

事務局

続いて18ページに本市の障害福祉に関する課題の(1)から進めていきます。(1)は「協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」という形になります。題目についてなのですが、こちらは障害者計画が策定期間内ということもあり、大元の課題の項目は変えておりません。アンケート調査の結果や現在課題となっている現状について、方策と共に記載をしております。また障害者計画の事業と関連している事業番号を題目ごとに併記しております。では(1)「市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」では前の計画の策定の際の市民アンケート調査の記載を残しつつ、今回調査で上がった結果を記載しております。「バリアフリーの推進」では内容を本市計画課より案をいただいております。「地域における見守り・

支え合いの推進」では障害者に限らず地域での見守りとの内容で、広い内容で記載しております。「障害者福祉団体への活動支援及び協働」、続いて「障害福祉サービス事業者への支援及び協働」ではアンケート調査の結果を記載しておりまして、課題となっている内容については継続して支援、検討していく内容として記載しております。(1)は以上です。

会長

ありがとうございました。最初に私から1点、最初の令和元年度調査というのは何調査を指しているのですか。

事務局

第6期、第2期の策定をする時にアンケート調査を行っておりまして、そちらの結果を前の青い冊子の計画書にも載せているのですが、障害者計画の策定期間内というところで市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発という題目なので、そこを丸ごと削除してしまうよりは市民へのアンケートを今回は行っておりませんので、少し残した方が良いのではないかとこのところで事務局案として出しております。以上です。

会長

ありがとうございます。そうすると何調査かを明示的に書いていただいた方が何の調査なのかと勝手に思ったので、そこは補足していただくということで良いですか。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員

今回3月に調査していただいた調査報告書をいただいているのですが、出来れば最後に参考資料が何かで添付するということをご検討されているのですか。その点を確認したい。説明している中でも所々でこの2つの調査について記述があるのですが、せっかくまとめられているのでこの調査内容を本文ではなくて、参考資料で良いと思うので付けられたらと思います。

会長

ありがとうございます。これについては事務局から方針とかありますか。

事務局

冊子にするかどうかも含めてですが、公開する時に今までの取り組みの成果とい

うところで公開出来ればと思っております。以上になります。

会長

ありがとうございました。

委員

この文章を読んだ時に今回の令和5年3月に調査したものについては、いつという記述をやめていて、そうではない先ほど会長からご質問があった一番上の令和元年のとか、そういう時にいつという時期を記述して文章を構成しているのですが、今回の令和5年3月の調査がキーになっているので、これについてはこの計画案からリンクするものがないと、読み手については不親切かと思えます。

会長

ありがとうございました。目次にも最後、資料編というものが58ページ以降予定されているようですが、ここは調査結果を入れるという想定は現時点ではないということで良いですか。

事務局

印刷代がかかってしまうから。

会長

なるほど。わかりました。でも何らかの形で公開していきたいというご回答ということで良いですか。

委員

リンクさせてほしいです。読み手に親切なように、市民が読むために出しているのであれば、読み手がわかりやすいように努力していただきたいというお願いです。

会長

なるほど。ではこの項目については調査結果のこういうところを参照してくださいとか、何かそういうふうに示した方が良いというご意見ということで良いですか。

委員

この文章を読んだ時に例えば18ページの(1)の2段落目から2つの調査ではと言っています。この調査は何なのかなということをおもうので、そうすると冒頭

を見ると令和4年度に行った調査というのがなんとなくわかって、ではそれは具体的にどういう調査内容なのかというを感じるので、そういうのがわかりやすくなるように紐付けていただければ親切かと思ってお願いということです。

会長

わかりました。どの調査に対応しているかを少し分かりやすく表記してほしいというそういうことでよろしいですか。

委員

はい。

会長

はい。ではそこは少し何か工夫していただいて印刷代の制限もあるみたいですから、そことの調和ということを少し考えていただかないといけないのかもしれませんが。他にいかがでしょうか。

委員

意見というか質問なのですけれども、このノーマライゼーションという言葉は最近の福祉の世界では、結構古いという考え方があるのではないかと私の考えでは思っていて、共生社会は最近ダイバーシティという言葉を使うことが多いのではないかと思うのですが、このままで良いのでしょうか。

会長

1つはノーマライゼーションという表現がもう古いのではないか。

委員

マイノリティに努力させる考え方があるみたいな話を、ごめんなさい、私の生半可な知識で。でもノーマライゼーションという言葉をごここに残し続けて良いのかという質問なのですけれども。

会長

なるほど。

委員

委員に伺った方が良いかな。

会長

いかがですか。ご意見。

委員

どちらにせよ横文字なのでなかなか言語理解という意味では、そのカタカナ語が良いのかどうなのかというところは、まず1つあるかなということと、そうですね。ノーマライゼーション。今パッと聞かれて考えはないのですけれども僕自身は、ノーマライゼーションは福祉をスタートしていく上ではとても重要なキーワードだとは思っていて、僕はそこまで違和感はないと思っています。すみません。回答になっていないかもしれませんが。

会長

ありがとうございました。ノーマライゼーションがマイノリティに努力を強いるような表現というのは、私は聞いたことがなくて、そういったのがあるのですね。解釈が。

委員

すごく生半可な知識で申し訳ないのですが、ノーマライゼーションの中には配慮が入ってなくて、ただみんな平等にしようというような考え方みたいなことを、すみません、皆さんが違和感なければそれで良いです。だからノーマライゼーションの冷たさというのですか。ノーマライゼーションという言葉の中に、配慮がないということ聞いたことがあったので。

会長

たぶんそれは別の用語の解説なのかな。ノーマライゼーションでそういうことは私は聞いたことがなくて、たぶん別の例えば自立の概念の中には何でも一人で出来るようにするというようなニュアンスがあるのではないかとか、そういうことは割と時々言われることはあります。

委員

すみません。横文字なので私もよくわかっていなくてふーんと聞いていた覚えが昔あったので大丈夫です。ありがとうございます。

会長

もし何かそういうことが書いてある文献があったら、今度資料として見せてもらってよろしいですか。

委員

ありがとうございます。

会長

もしそれがあれば考えなくてはいけないなと思いました。他にいかがでしょうか。

委員

19ページについてよろしいでしょうか。ここに の「障害福祉団体の活動支援及び協働」で感銘を受けたといいますが、その通りの文章なので質問をさせていただきたいのですが、「今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討してまいります。」ということなので支援することの内容というのはどのようなものか、決まっているとすれば教えていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。事務局の方で何かありますか。具体的にどういうことを考えているのかということですね。

委員

はい。そうです。

事務局

今までも各団体とは定期的に意見交換等をさせていただいて、活動状況等の把握はさせていただいているところでございますが、そこで活動していく中で困りごと等あれば随時、市の方で何か出来ることはないかというところで検討させていただいているところでございますので、それぞれの団体活動をする中で市の支援とか、何かお困り事があれば継続してその内容について検討させていただくということでございますので、何か具体的にということではなくて引き続き支援についての検討をさせていただくというところでの表記となっております。

委員

わかりました。具体的にこちらも支援の要望等をまとめて相談に行くという形で

受け取ってよろしいということでしょうか。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。委員の会にも担い手が不足していて大変というお話をこの間何度か伺ったので、こういう文言が入ったと思うので、ただ支援について検討していくというのが計画の内容になっているので、これから一緒に考えていきましょうというニュアンスというふうに受け止めれば良いのでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員

しばらく休んでいたのが浦島太郎状態で皆さんのご意見に繋がるのはなかなか難しいのですが、読んでいて感じたのは人材確保の課題がすごく出ている中で社会参加のところですかね。19ページの下の方だと思いますが、移動支援の充実というようなことが書かれている中で、活動する場というか多様な活動に参加しやすいような施策をというようなことが書かれていますが、同時に人材確保と言いますか人材確保が出来ないからこそ、そういった事業が使えないということに繋がっているような気がするので、人材確保の課題もこの部分には加えた方が良くはないかと思いました。以上です。

会長

人材確保については のところで触れているから全部に人材確保と書けば良いのか、1つのところでまとめて書いて他も関連していると考えるかということかと思いますが、事務局の方にこの辺の考え方について少しもしありましたら。ここは自立支援協議会からはこういった人材の確保策について協議会から府中市に答申が出されたので、そのことは打ち合わせの中で記述しようということここでここに書かれたという経緯があったのですよね。この中に移動に関しても当然含まれてくるという理解で良いのでしょうか。

委員

答申ではヘルパーを中心とした福祉人材の確保についてということでしたが、福祉人材全体と捉えても良いのではないかと考えております。

会長

どうでしょうか委員。それともこちらにも人材確保と入れた方が良いでしょうか。

委員

そうですね。そういう項目があるということであればそこまで重複させる必要性はないかと思いますが、恐らく計画の限界と言いますか、すごく軽く感じると言いますか、書いてある内容がまさにそうですが、ではどのように具体的に解決するのか計画なのでそこまで書けないのはわかりますが、あっさりしているような印象を受けるので、なので書き方を工夫していただければ良いと思います。

会長

例えばどういうふうに工夫すれば軽く感じないで済みそうですか。

委員

そこが難しいなと思いながら言ったのですが、やはり周知徹底とか障害者権利条約の中の総括所見の中でも指摘されていますが、確か8条だったか意識啓発というところが強く書かれています。ほとんどスルーされている条文です。でもそこが一番大事なのではないかと感じていて、障害を持っている人も市民の一員だということとか、例えばいろんな仕事に関しても一緒に考えていくべきというふうなところがあると思うので、そういう書き方なのではないかと思いました。以上です。

会長

そうすると18ページの のところをもう少ししっかりと書き込むというイメージで良いのでしょうか。

委員

良いと思います。

会長

わかりました。ここの のところは委員がおっしゃったような意図を酌んでもう少し格調高くといいますか、少し修文していただけたらありがたいと思います。では人材確保のことについては のところで包括的に表現しているということによろしいでしょうか。意味合いとしてはここにも含まれていることはここで確認させていただきたいと思います。

委員

質問なのですが、この福祉計画の素案というのをまとめていますが、これは最初に令和3年度から8年度までのこの計画のように、このような冊子になって結果と

して出てくるということなのでしょうか。

会長

そうですね。計画の冊子になるということです。

委員

この中にこれが組み込まれるということ、全く新しく6年度以降8年度までの計画書としてこのような形になって作っていくということになっているのですか。

会長

別冊と言いますか独立したものとしてということですよ。

事務局

今後青の冊子の1個前なのですけども、このような形で冊子を作成いたします。

委員

そうなのですか。それで人材確保のことが問題になりましたが、この関連計画の元の21番から25番のところにこれが載っていますが、3年前に決めたことと全く同じような施策ですよ。今回も全く何の進展もなく取り組みますということを行っています、何かアンケートをして皆さんが一番大変なこととして人材確保の問題を挙げているので、もう少し歩進んだ解決策というようなものを何か1つでも取り上げて、ここに出していただくという方が良いのではないかと思います。あまりにも何も変化がなく同じように取り組みますでは、何かアンケートを出した方も昔から人材確保のことでは皆さん困って足りないとおっしゃっているわけなので、あれですよ。お給料が足りないといいますが、もう少し手当を上げて欲しいという意見もありましたが、そういうような面でお金のことはなかなか大変でしょうが、何かもう少し表現のアレを。予算というか市全体でいろいろな子供のための予算とか、高齢者の予算とかいろいろと取っていらっしゃいますけれども、出来るだけ障害者福祉についても予算の確保を少しでも高齢者の方からもらってくるとかすれば良いのではないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。人材確保のことについては前回よりは少し前進していて、自立支援協議会から市に対して答申を出したということなのですよ。ですからこれに基づいて今後具体的に検討していく足がかりになったというのは、前回と

比べると変化があったところだと思います。あと予算のことでいうとたぶん国全体でも障害福祉の予算は毎年だいたい1割くらいずつ伸びています。それはやはり利用する人がすごく増えているということなのですね。おそらく府中市においても障害福祉の予算というのは年々増えているのだと思います。ただ給料のこととなるとそこは要するに障害福祉サービスに対して支払われる報酬で、事業者の方が職員のお給料を出すという仕組みになっているので、府中市の方で勝手に上げるということはこれは公定価格ですので、難しい。だから府中市がそこに上乘せして事業者に給料の補填の補助金を出すというのであれば話は別だと思いますが、そういう具体的なことまでここに書くのはなかなか難しいと思うので、これでも結構頑張っ書いてきたなと私は思いますが、皆さんから見たら不十分と思われるかもしれないのですが、要するにこの計画に基づいてこれから3年間具体的に進めていきますということなので、予算のことをここに盛り込むというのは議会も絡んでくるので現段階では難しいと思うのですが、委員、いかがでしょうか。

委員

難しいことは重々わかりますが、何かもう少し人材確保のための言い方を重点的に支援する計画を考えますとか、少し考えていただければ良いと思います。

会長

今のところ自立支援協議会から市の方に答申を上げてそちらの方にボールがあるという状態になっているので、今後具体的に検討、協議会も含めてされていくと思います。結局これに基づいて何をやるかというのが一番大事なわけですよ。言葉だけ勇ましいことを書いても何もやらないというのでは全く意味がないので、少なくとも具体的な手掛かりが書いてあるというところでは私は重要かなと思うのですが、いかがでしょうか、委員。もっと何か例えばこう書いて欲しいとかありますか。

委員

今のところ具体的には考えていません。

会長

この答申に基づいて具体的に進められていくことが大事という確認でよろしいですか。

委員

そうですね。

会長

たぶんこのペースでやっていくと全然終わらないですね。括弧ごとにというふうにおっしゃいましたが、一応全部まとめてご意見いただいてよろしいですか。残りの部分の説明を事務局からお願いします。

事務局

では(2)以降説明させていただきます。(2)は「障害のある人の社会参加の促進」。「地域活動及び社会活動への参加促進」は、引き続きサービス支援を継続し交流の場を深められるような機会の検討をいたします。「生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保」では、スポーツに関わる取り組みを記載しております。「就労への支援」では、引き続き府中市障害者就労センターみ～なと連携して事業を行う旨記載しております。続いて(3)に移ります。「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」。「障害のある人に対する差別の解消の推進」では、アンケート調査の結果を踏まえ、各所連携強化を図るとの記載をさせていただきます。

「虐待防止」については、近年相談件数等増えていることでもありますので適切で丁寧な対応が必要だと考えております。「権利擁護の推進」では、成年後見人制度と権利擁護センターふちゅうの活動を記載しております。続いて(4)に移ります。「情報提供と相談支援機能の充実」。「相談支援機能の充実・強化、意思決定支援」では、各センターと連携し相談支援体制の充実に引き続き努める記載をしております。

「情報提供体制の充実」ですが、こちらは令和5年にホームページをリニューアルしたことや、遠隔手話について記載しております。続いて(5)「安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」。「地域生活を支えるサービスの充実」では、アンケート調査から見えますサービスの不足に対し充実に努める記載をしております。「安心して生活できる環境づくり」では、後の成果目標にも関わっていくところですが、地域移行、自立支援協議会での体制作りを記載しております。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」では、精神障害を含めた全ての障害のある方が安心して暮らせるように様々な機関と連携していくことを記載しております。「災害時の支援体制の構築と避難所の確保」では、福祉避難所については防災危機管理課との調整をしていく旨記載しております。「感染症対策の推進」では、コロナウイルス5類移行後も他感染症を含め対策を継続していく旨記載しております。(6)「障害のある児童への支援の充実」。「多様な学びの場の整備」こちらは教育分野に関係のあるところですので、特別支援教育推進計画に照らし合わせて記載しております。インクルーシブ教育システムの構築の取り組みのため、本市教育部門とともに検討して参ります。「乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築」。医療的ケア児への体制整備、ニーズ調査、子ども発達支援センタ

一の開所に向けて支援をする旨記載しております。「障害児通所支援等の充実」
こちらは引き続き必要に応じたサービスの提供に努めますと記載しています。以上
になります。

会長

ありがとうございました。(2)から(6)にかけてご意見がありましたらお願い
いたします。

委員

(5)の ですね。安心して生活出来る環境づくりの地域移行の話を書いている
と思うのですが、これは東京都で地域移行コーディネーターという仕組みがあるは
ずなので、そことも連携するのは必要ではないかと思いました。以上です。

会長

では地域移行コーディネーターとも連携しつつというような文言を追加するとい
うことでよろしいでしょうか。では事務局の方で少しご検討いただいてよろしいで
しょうか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員

24ページを見てください。 の3段落目の2行目に障害のある方に向けた防災
ハンドブックを作成しましたとありますが、いつ作成したのかという時期を文章に
入れた方が良く思うので、よろしくをお願いします。

会長

わかりました。ではこれは時点を加えるということではよろしいですか。他にいか
がでしょうか。では私も良いですか。23ページの「安心して生活できる環境づく
り」の最後のところで、「強度行動障害を有する者へのニーズ把握及び支援体制整備
を検討してまいります」とあるのですが、これは今回の障害福祉計画の基本指針の
中でも強度行動障害の人の生活実態を把握して、支援がきちんと行き届いているか
どうかを見ていくというようなことが書かれていたと思うのですよね。それでここ
に特に行動関連項目の得点が高い人を中心というような言葉を少し加えてはいか
がかなと思いました。一応行動関連項目10点から24点の人がいわゆる重度障害
者支援加算とか、行動援護の対象になる人という制度上の定義なので、いわゆる強
度行動障害というふうに置き換えても良いかと思うので、その合計点というのは役
所の方で把握出来ますので、そういった方を中心に困ってないかということをしっ

かり把握するということを書き込むという趣旨です。ではご検討していただいてよろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員

前回説明があったかもしれないのですが、20ページの「就労への支援」というところに絡んで今後は始まるとされている就労選択支援のことは特に何も触れていないのですが、後ろのもう少し具体的な計画のところも探しはしたのですが、就労選択支援という新たなものを取り入れてどうやっていくみたいなお部分というのは、まだあまりに漠然とした情報しかないので書きようがないというのが、率直なところという理解で大丈夫でしょうか。

会長

これは令和6年度からの開始の予定ですよ。これはいかがでしょうか。就労選択支援、新たなサービスを少し表現として加えることは出来そうでしょうか。

事務局

就労選択支援については、サービス名としては入れる指標になっていますので先になるのですが、39ページのところにサービス名で枠だけは作ってありましてこの目標値の作り方とですとか、会長がおっしゃっているように令和6年度途中からということもありますので、東京都の方に確認をしている最中で返答待ちの状態です。すみません、今回の会議には間に合わずサービス名の枠の方だけ作成しております。わかり次第、皆さんに展開させていただきたいと思っております。以上です。

会長

20ページのところに、例えば就労選択支援等も活用していきながらという言葉を加えたらどうかというご提案と私は理解したのですが、そうではないのですね。具体的な数値目標を入れるべきだというご提案ですか。

委員

それぐらいどこがやるのか、どういうところが事業者としてやるのかというところがあまり国レベルではっきりと示されていない中で、計画にどういうふうに位置付けるのかという辺りで何か情報があるのかなと思って質問したのですが、相変わらずないということがわかったので、きっと書きようがないということがよくわかりました。

会長

では確認ということですね。基準症例もまだ示されていないですからね。わかりました。他にいかがでしょうか。

委員

それに関してなのですが、市民の方から見たら急に就労選択支援と書かれていてこれは何だろうかとわからなくて、仕事したい人がこれは、私は使えるのかみたいなことを聞いてこられたりして、それは答えれば良いだけのことですが、一応計画として市民の方に示されるのであれば、これは令和6年度からの制度とどこかに説明した方が良いのではないかと読んでいて思いました。以上です。

会長

ではこの表の下のところに脚注というような形で入れてもらえますか。それでよろしいですか。新たなサービスということで脚注に補足していただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員

25ページの「多様な学びの場の整備」ですが、権利条約的にはインクルーシブ教育で、インクルーシブ教育システムではないと思うのでここは分けて考えていただきたいと思いました。以上です。

会長

インクルーシブ教育システムというのは文部科学省が言っている言葉ですよ。権利条約はこういう表現をしていないと。これは権利条約を引いているので権利条約に合わせた書き方に修正していただくということでもよろしいですか。それで良いですか。

委員

はい。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

23ページの最後の3行目のところなのですが、「精神障害にも対応した地域包括

ケアシステムの検討」ということで、内容的には府中市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム会議を設置ということ、そちらの方でやるということだと思えますが、それについてそちらの会議の方で何がテーマになっていて、何をしているのかここでは全くわからないのですが、会議に出席していない場合はどういうふうに知ったら良いのかと思ひまして、ケアシステムの状況というものをここでは全くわからないので。

会長

ではその精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの会議の内容が、どう公表されているかという確認ということによろしいですか。いかがでしょうか。

事務局

この会議の内容ですが、一部個人情報等の話し合いもありますので会議の要約という形で、個人情報かわからないように公開をさせていただいておりますので、そちらでご確認をさせていただくという形にはなってしまいますが、話し合っている内容は公開しております。

会長

では議事要旨みたいなものがホームページか何かで公表されているのでしょうか。

事務局

はい。公開しております。

会長

では委員そちらをご確認させていただいてよろしいですか。他にいかがでしょうか。時間も刻一刻と過ぎていっておりますので、もしご意見がありましたら後ほどお伝えしていただければと思います。続きまして第3章事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

では第3章は「障害福祉計画（第7期）」についてです。1のサービス名のところは割愛させていただきまして2の「成果目標」のところから説明をさせていただきます。31ページからが「成果目標」の記載となっております。現在は東京都からの指標は特に出ておらず、厚労省から出ております指標より作成しております。まず（1）「施設入所者の地域生活への移行に関する目標」、こちらですが表のところに

数値が入っておりましてそちらの説明をさせていただきます。国の指針ではというところの内容については文章の方で書かせていただいております。表のところの令和4年度末時点の入所者数の数値が150人となっております、そこから指標通りに計算をしております。Bについては6%をかけた数値が9人。Cについては第6期計画の地域生活移行者の未達成人数が12人。B+C目標値として21人。新たな施設入所者こちらですが、1年で2人程度を見込んでおりまして3年間で6人と計算しております。Eの令和8年度末時点での入所者数は135人。目標値が施設入所者削減見込み数で15人という形で設定しております。続いて(2)「精神障害には対応した地域包括ケアシステムの構築」、こちらについては申し訳ありませんが数値が入っておりません。データを算出する数自体を市で持っておらず、こちら先ほどの就労選択支援とともに東京都に数値の出し方の確認中で返答待ちでございます。続いて(3)「地域生活支援拠点等の整備」、拠点については設置済みでして、目標値の検討及び検証回数は自立支援協議会全体会回数を記載しております。続いて「強度行動障害を有する者への支援体制の整備」、こちら詳しい内容がよくわかっておらずこちら東京都の確認中でございます。続いて(4)「福祉施設から一般就労への移行等」のところですが、こちら表に数値が入っておりますので説明させていただきます。就労移行支援事業等を利用した令和3年度の年間一般就労者数をAとして基準の数値となっております。こちらが46人となっております。こちらの内訳が下の表の就労移行、就労継続支援A、就労継続支援Bがありまして、それぞれの令和3年度の年間一般就労者数の内訳になっております。指標通りにそれぞれ倍率をかけさせていただいております、まず下の表の就労移行支援事業の令和3年度の就労者数の44人。それぞれに1.31倍。A型の方は0人となっておりますが、こちらに倍率をかけてしまうと数値としては出ないので、こちらは事務局側として見込み量で2人と見立てております。B型については1.28倍でこちらは3人。合計の上の表の(B)がそれぞれの合計で63人。第6期計画の年間一般就労者数の未達成人数(C)は達成済みとなっておりますので0人。結果目標値は63人。指標にあります(A)の1.28倍以上となりますのでこちらの数値で設定しております。続いて「就労定着支援事業の利用者数」ですが、こちら表になっておりまして上ののところで1の目標値が63人になります。令和3年度の就労定着支援48人に1.41倍で68人と見込んでおります。すでに目標値は達成しているように見えますが、就労定着支援サービス利用の場合積み上げ数がありますので、こちらは指標通りの算出とさせていただきます。続いて「就労定着率が5割以上の就労定着支援事業所の割合」、こちらは市内事業者数の数に算出しております。(5)「相談支援体制の充実強化等」、こちらは引き続き基幹相談支援センターの体制強化に努め、今回の計画は下の表のところの内容の方に記載するような

形にしております。続いて(6)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」。こちらについては審査結果の分析を共有する体制は構築されておりますので、継続いたします。36ページからはサービス見込み量についてです。こちらは前回会議で承認いただいたものを記載させていただいております。また各サービスについて見込量と実情に応じた方策を記載しております。就労選択支援については先ほど説明したので省かせていただきます。令和8年度までの障害者計画のちょうど中間期となりまして、今後3年間での支援等を実績・実情から見て検討してまいります。第3章は以上になります。

会長

ありがとうございました。第3章についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。委員、どうぞ。

委員

32ページの「地域生活支援拠点の整備」について、令和4年度末の拠点数が1か所。目標も1か所となっていてこれは達成出来ているようには見えるのですが、面的整備なので事業者数が令和4年度の時点でいくつなのか、目標は事業者数をどれだけ増やしたいのかとか、そういった具体的な数値も必要なのではないかと思います。

会長

確かに面的整備だとどのぐらいの事業者が参加しているかという数字があるとわかりやすいと私も思うのですが、これは数字が出せませぬ。ただ目標値をどうするかというところがなかなか悩ましいです。新たに出来る事業所もあるでしょうし。

委員

今は相談支援事業所の中のいくつかしかないので、これから相談支援だけでなく短期入所であるとか、いろいろな事業所も増やしていくという計画は聞いておりますので、目標がもう少し多く立てられるのではないかと考えております。

会長

相談支援事業所しか登録事業所がないのですか。そうですか。それはこれから大分努力が必要ですね。ではこの令和4年度末の拠点登録事業所数ということですよ。種別ごとに書いていただくということによろしいですか。相談支援事業所何

か所、短期入所0といったようなことですね。

委員

本当はそれを書いてもらえるのが一番良いと思いますが、その辺りはお任せします。

会長

書いておいた方が次の計画で増えればそれだけ実績として書けますから、比較が出来て良いと思いますがいかがでしょうか。それは少し検討していただいて、晒すような感じであまりよくないということであれば、正確な表現というのもありではないかなと思いました。でも事業所数はおっしゃるように重要だと思います。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員

私も委員と同じ質問で、この青い表の103ページ。質問内容は委員が言った32ページの(3)の地域生活支援拠点ですが、ご説明があったように青い表の103ページの(2)の表の下に で書いてあって、地域生活支援拠点等には多機能拠点設備型と面的整備がありますと。面的設備については66ページに図が書いてあるのですが、私が言いたいのは32ページの方の素案の方に戻っていただくと、令和4年度の表を見ていただきたいのですが、拠点数が1か所ということでこれは前の資料を見ると、令和2年に0から1に増えたのではないかと。今回目標値に令和8年度の拠点数1か所とあるが、拠点数が少ないと思うので、その辺りを逆に今回の案を1か所にした理由、つまり増やせない理由があったら教えていただけますか。ニーズがないのか、それとも違う理由でここを1か所にしているのかということをお教えください。

会長

まず基礎的な部分で説明させていただくと地域生活支援拠点等は市町村、または圏域に1か所以上設置というのが国の基本指針で、府中市は面的整備型を行うということなので、拠点というのはいくつかの事業所がお互いに連携しあって、緊急時の対応をしたり、地域移行を進めたりという役割を果たしていきましようということになっているので、1か所ではあるが事業所はたくさん登録しているというような形を想定しているので、拠点をたくさん増やすというよりも登録事業所を増やすということが先ほ委員もおっしゃったように府中市にとっては今後の課題ということなので、拠点が1か所というのとはそんなに問題がないのではないかと思います。

ただし登録事業所が短期入所0というのは極めて危機的な状況としますので、そちらを課題に挙げるというのはいかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。府中市は面的整備を選択しているという点では拠点は1か所で良いが、それに対しての内訳を目標として設定すべきということでその通りでございます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。全国的にも8割ぐらいが面的整備型と言われております。その他にいかがでしょうか。27、28ページにサービスの内容という表が付いていると思うのですが、令和6年度から新しく始まるサービスはここに例えば令和6年度から開始されるサービスということで加えるというのはどうでしょうか。先ほどの就労選択支援もそうですし、グループホームでも移行支援型ホームというのが新しく出来ますので、そういったことを少し新しく始まる制度の解説といった形でここに加えておくのが良いと思いました。そこについてはご検討いただければと思います。あと31ページの施設入所者の地域生活への移行に関する目標というところですが、ここの数字が入っている項目に施設待機者数というものをに入れていただくのはどうかと思いました。この間打ち合わせで伺ったところ、46人ということで入所施設を待機している方がいらっしゃるという数字は把握出来ているみたいなので、そこを入れていただけてほしい1年に2人、新規入所が6人で計画値の倍ということなので、並んでもなかなか順番が回ってこない状況があるので、ここで数字を出すことによってその方達が入所施設以外の住まいというところは検討していく必要があるということを示せば是非ここで示せたらという意図です。これも事務局で検討いただけてよろしいでしょうか。以上です。委員、何かありますか。

委員

先ほど委員からあった話で地域拠点事業の話ですが、市の方で対象を全部に広げているわけではないはずなので、説明をしていただいた方が良いと思います。例えば相談支援を重点的に増やします。そのあとで居宅とか、いろんな事業に広がっていくというような形になると思うので、その辺の市の方向性はあるはずなので、お話ししたいです。もう1つは提案ですが、例えば相談支援事業所であれば何%がなっているのかというのが指標になるのではないかと思うので、何分の何がやっているというふうにすればパーセンテージも見えてくるので、府中市として50%以上を目標にするとか、そういったことであれば目標値を設定しやすいのではない

かと思いました。以上です。

会長

ありがとうございました。面的整備型に登録していく方向性と言いますか、そういったことはあるのでしょうか。まずは相談、次に短期入所、居宅とか、段階的に登録を増やしていくという方針があるのでしょうか。

事務局

特にどのサービスから重点的に進めていくという考えはまだ持っていないくて、考え方の1つとしてはより多くのサービスを利用している方に対しての充実度を高めていくということは必要かと思っておりますので、そういった事業から進めていくことでいろんな課題や現状の利用方法とかそういったことが見えてくると思うので、その辺から進められると良いというふうに思っております。

会長

特に段階的にということはないそうです。

委員

相談支援の方では手続きで拠点に参加するかどうかということがあったと思うので、他の短期入所や居宅というものの申請手続きのようなものはないのでしょうか。逆にいうと今すぐに手を上げればOKになるのかという質問です。

会長

要するに加算の対象になるかというところですよ。登録していた場合、何か申請手続きのようなものがあるかというご質問です。拠点の登録事業所になっていると緊急時対応した時にその分の加算が報酬上は付く訳ですので。

委員

相談支援はその加算があるので、他のサービスはそれがあるのかどうなのか。これはもしかしたら市ではなくて国になるかもしれないのですが、

会長

受けるのもありますよね。短期入所とかにもあります。

委員

わかる方に回答していただければと思います。

会長

それは制度の確認ということでよろしいですか。ではそこは誤りのないように説明していただいた方が良くと思うので、次の時に拠点の登録の仕組みについてご説明していただくということで良いですか。

委員

はい。

会長

その他にいかがでしょうか。よろしいですか。第4章のご説明をお願いいたします。

事務局

第4章は障害児福祉計画(第3期)についてです。こちらですが、53ページの成果目標のところから説明させていただきます。障害児の方は全部で3つになっておりまして、(1)「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築に関する目標」、こちらは児童発達支援センターを含めた数値を記載させていただいております。「保育所等訪問支援を利用出来る体制」としては市内事業者設置数を記載しております。(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標」、こちらについては令和8年度までの設置予定数を記載しております。簡単になりますが、以上です。

会長

ありがとうございました。第4章の障害児福祉計画についてのご質問やご意見がありましたらお願いいたします。委員、どうぞ。

委員

少し戻ってしまうのですが、42ページの先ほどの続きではないのですが、計画相談支援の見込み量のところですが、計画相談支援の計画の数値ですが、第6期だと629件が令和5年度の数値で第7期になると急激に下がるのは何か理由があるのでしょうか。

会長

これはたぶん実績を見てということではないかと私は思ったのですが、事務局からご説明ありましたらお願いいたします。

事務局

計画相談支援については実績から算出しておりまして、事務局としては現状維持以上と見込んでおります。令和5年度の実績が420となっておりまして、実績以上の目標からスタートさせるような形で目標値を設定させていただいております。以上です。

委員

ありがとうございました。実績を見逃していました。わかりました。

会長

200人くらい計画値とズレてしまって、セルフプランの方も府中市には大勢いらっしゃるとお聞きしているので、現実的に事業所が増えていかないということがここに現れているということでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員

戻ってしまいますが、34ページの「就労定着率が5割以上の就労定着支援事業所の割合」の文章で「国の指針では就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就」で切れてしまっているのです。修正が必要かと思いません。

会長

何か抜けてしまっているようなので、ここは修正をお願いいたします。その他はいかがでしょうか。私からよろしいですか。障害児福祉計画の検討しているのですが、26ページに障害児通所支援等の充実という項目がありまして、先ほど岡本委員からもお話があったインクルーシブというのは障害者権利条約の1つの大きな理念になっていて、それ以前に障害の有無で分けないという理念です。障害児福祉サービスを充実させればさせるほど逆にエクスクルーシブを進めることになって、要するに障害者だけを集めるという事業になるので、分離の方向で進んでしまうので、ここでは必要に応じたサービスの利用・充実とともに地域の保育士や学童保育等を利用出来るように支援を継続してまいりますとになっていて、ここがすごく重要なのではないかと思います。障害児に特化したサービスをどんどん使えるようにしますというような前のめりの表現ではなく、なるべく障害のある子とない子を分けない

というような支援をしていくことですが、どうしても必要と言った場合は障害のある子供に対応したサービスというものは現実的には求められるので、そういった場合にちゃんと使えるようにしておくというような抑制的な書き方が必要なのではないかと考えて、障害児福祉計画のところでも最初にサービスの内容というところで児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次の通りですというふうに書いてありますが、成果目標のところはわかりませんが、26ページに書かれているようなニュアンスをこちらにも書いていただくと良いのではないかと考えました。ご検討いただいてよろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。障害児の関係の委員の方は今回お休みでしょうか。大丈夫ですか。

(発言者なし)

会長

そうしましたら第4章についてもご意見がないようでしたらここで区切らせていただいて、まだ時間がありますので、途中で飛ばしてしまった部分について追加でご意見がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。今日言っておかないと次のものが出てきてしまうとそこから先は大きく修正は出来ないということなので、なるべく言い残しがないようにご発言いただけたらと思います。

事務局

始めの方に委員から質問のありました総合計画との指標についてですが、指標の中で2つほど目標値の設定が重なっているところがございます。総合計画で言いますと85ページの「就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数」というところで目標値が令和7年度で43人となっております。今回の計画の方では33ページの(4)で就労の方に触れておりますが、令和7年度の目標値は年度ごとの時点なのですが、令和3年度の実績でクリアしておりまして、総合計画の目標値以上の指標を設定しているというところがございます。続きまして総合計画の89ページの入院・入所中の精神科病院や福祉施設から地域移行の関係ですが、こちらは31ページのところで総合計画では令和7年度の目標値が18人となっております。今回のものにつきましては目標値が21人となっておりますので、総合計画以上の目標値を設定しているところがございます。以上になりますが、委員、この内容でよろしいでしょうか。

委員

どうもありがとうございます。

会長

ありがとうございました。あとはいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員

41ページの居宅系サービスについての「見込み量確保のための方策」で、グループホームのことが書かれていますが、実際にはグループホームがあってもなかなかグループホームで生活することがその人にとっては難しいというようなことも多く、数を増やしていくこともそうなのですが、グループホームの質を上げていくということも方策の1つとして入れてもらうと良いと思います。

会長

質を上げていくということになると現状では質が低いということを使う必要があると思うのですが、どういうふうに文章を入れれば良いでしょうか。今は質が低いから質を上げる必要があるという文章にしないと成立しないと思うので、質を上げるというよりもグループホームの利用が必要だが、利用出来ていないのは重度の人に対応するグループホームがないからでしょうか。

委員

重度だけではないので、

会長

具体的にいうとどういった現状があるか教えていただけますか。

委員

例えば軽度の障害の方でも歯磨きが出来なかったり、生活の中で不十分なところがあったりといったところをフォローしてもらえないということで3度とか4度の人でも知的障害のある方だと難しいことがあって、お金の管理が出来ていない方がいるので、そういったようなことがあります。

会長

委員、今の件に関連してよろしいでしょうか。

委員

知っている例でこれがどうかということがありましたので、共有しておきます。例えばあるグループホームで入居者の方が親族の葬儀があって、葬儀に出られた時

に泊まってもらわないと給付費が入らないので、通夜があっても告別式があっても必ず帰ってくるように外泊は認めないというようなその人のその人らしい生活の選択が制約されているようなグループホームが実際にあるということは見聞きしたことがあります。

会長

国の社会保障審議会障害者部会でもそういった発言があつて議事録にも残っているので、実際にグループホームで一番増えているのは営利法人が設置するグループホームで数としても2番目に多くて、1番多いのが社会福祉法人で、NPO法人を抜いているので、グループホーム参入セミナーのようなものがネット上ではたくさん開かれていて、そういったところで集めてきた人が全く障害者のことがわかっていないのに申請に来て、その隣にコンサルの方が付いて代わりにコンサルの人が来てその人が答えているという実態もあるということも自治体の指定を担当している方からは発言があるということも事実で、そういうようなグループホームのことを指しているということによろしいですか。そうするとグループホームそのものは増えてきているが、十分に支援が行われなるとか、グループホームの都合で利用者の生活を変えてしまっているというような事例があるため、そういったグループホームについて適切な支援が行えるようにしていく必要がありますというようなことを書けばよろしいでしょうか。書き過ぎですか。こういうことははっきり書いた方がよいと思いますが、どこがと言っているわけではないので、そういった報告もあるため、適切な運営がされるように支援の質を向上していくといったようなことによろしいでしょうか。事務局の方でもそういった事態があるということは把握されていますか。

事務局

一部話を聞くことはありますので、実態としてはあるというふうに思っております。

会長

府中市は指定権限あるのでしょうか。

事務局

府中市にはないです。

会長

それは東京都になってしまうのですね。そうすると法律に基づいた指導とかは出来ない。

事務局

調査等はしているので、その中での指導というのは出来る。

会長

わかりました。ではそういった実態があるということであればそこを正していくということは計画に入れても良いのではないかと思います。

事務局

先ほど話に出た適切なサービス提供が出来るようにというような意味合いで記載出来ればと思います。

会長

わかりました。表現はご検討いただくとして趣旨としてはそういったことを加えていただいてもよろしいですか。ありがとうございます。重要なポイントだと思います。もう1つ、グループホーム関連のことで私からよろしいでしょうか。移行支援型ホームというのが総合支援法の中で出来て、これまではグループホームというのは地域生活の場ということである程度そこに住んでいくというような形でしたが、グループホームに住んでいる方も一人暮らしをしたいとか、カップルで自分達の生活を送りたいという方もいらっしゃるということは調査で明らかになっているので、グループホームを住まいとして使っていくということもあるが、更に希望のある人はグループホームから一人暮らしとか、一緒に住みたい人との生活に移行出来るように支援していくという一文を入れてはどうかと思いますが、そのために自立生活援助とか新しいサービスも出来ていますし、障害者権利委員会の脱施設化ガイドラインというものを公表してグループホームを施設といったふうな位置付けになって、グループホームからの移行のようなことも課題になってくる時代になっていますので、そういったニュアンスのことを加えていただくというのはいかがでしょう。よろしいでしょうか。では事務局の方で文章は少し工夫していただくということにせよ、そういったニュアンスのことを加えていただいてもよろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員

大きなテーマになっている人材確保についてですが、お願いに近いのですが、1

9ページの表現で一番下の事業者のニーズの把握に努め、人材確保に繋がる支援について検討していくということが人材確保のためにということでここには書かれていますが、確かに是非それをしてほしいというところではありますが、この範囲だと人材の確保するのは事業者なので、それについての支援をするということになってしまうので、調査等でもこれだけ出ているので出来ればもう一步踏み込んで例えば他の自治体でそこに住んでいて福祉事業に従事する人に対して市の方で応援支援金のようなものを出すとか、そういった事業者への支援プラス人材確保のための施策まで文言で入れてもらえるとそこが具体化出来るかどうかということではありますが、今の延長線上で明るい未来が見えない部分もあるので、是非一步踏み込んで人材確保のための一步先の施策含めて検討していくというふうにしてもらえると嬉しいと思いました。

会長

支援という部分を施策に変えるということを具体的にいうとそういうイメージでしょうか。

委員

そうですね。この文章でいうと事業者に支援するという範囲になってしまうので、市として福祉人材を確保するための施策を何か考えていくという形まで入れてもらえると良いと思います。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。支援を施策という言葉に置き換えるという具体的なご提案については出来そうでしょうか。

事務局

施策となると具体性も出てくると思いますが、表現の仕方については検討したいと思います。

会長

わかりました。福祉で働いてくれる人に対して家賃補助をするとか、人口が減少しているところだとそういった施策を行っているところがあるということは聞くのですが、府中市とかだと大学とかもありますので、そういったところと市が仲立ちして人材供給についての協議していただくとか、いろんな福祉人材を募集するための業者というのがありますが、その中でもリクルートが出来る、ただ求人情報を載

せてもらうだけではなくて事業者の方から指名が出来るというか、誘えるようなそういった人材募集のサイトもあるので、実際に募集を出してどういう効果があるのか、ないのかということは市内の事業所がいろんな会社を利用していると思うので、情報共有をしてなるべく可能性があるところを使った方が良いと思うので、そういったことはやれるのではないか、お金を掛けずに出来ることで考えると具体化していくということは大事なことだと思いますので、施策というところまで記載出来るかどうかは課長に委ねるにせよ、もう少し前向きな表現が具体化に繋がるような表現に修正していただくようお願いするというところでよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

その他にいかがでしょうか。よろしいですか。本日まだご発言いただいてない委員はいかがでしょうか。

委員

特にありません。

会長

ありがとうございます。委員もご発言ありませんでしたが、

委員

特にないのですが、今回第3章、第4章のところは主に数値目標だと思っているので、特に意見はないのですが、第1章、第2章のところは障害者計画とリンクしているものだと思うので、もっとさっぱりとすると思っていたのですが、結構肉厚だったのでびっくりしているような感じです。感想にはなってしまいましたが、以上です。先ほどのグループホームの質という部分がどこかに入れられるのかとずっと見ていたのですが、入れる場所がないと思っていたのですが、例えば35ページのサービスの質を向上させるための取り組みに関わる体制の構築というところにグループホームの話なども盛り込んでいくと良いと思いました。

会長

ありがとうございました。重要なご指摘だと思います。確かに35ページのところが良いかもしれないですね。あと委員はいかがでしょうか。

委員

本日はありがとうございました。自立支援協議会の方も関わらせていただいているのですが、その繋がりという意味では良いお話をたくさん聞かせていただいたと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。先ほど言い忘れてしまったのですが、47ページの相談支援事業で地域自立支援協議会箇所数計画1、実施数1と書かれているのですが、これは無意味な数字だと思うので、例えば開催回数とかあるいは取ってしまうとか、自立支援協議会を府中市で2つ作るということはないと思うので、あるようにすれば良いのか、でもそれも形式的な感じもするので1よりはありの方が良いと思いますので、ご検討いただければと思います。その他にいかがでしょうか。大丈夫ですか。委員、どうぞ。

委員

お願いしたいのは障害児福祉計画の56ページで先ほどお話が出ておりましたが、保育所等訪問支援とか、令和6年度以降の数字がとても増えている。放課後デイサービスについてもかなり増えているのですが、そこに支援者を、人材を入れてお子さん達の支援を充実させるということ考えてくださっていて、とてもありがたいと思っています。学校で発達障害のようなそういったお子さんが増えているということです。是非そちらのお子さん達が最初から障害と決めつけずに発達に不都合があるというお子さんも普通のお子さんと一緒に支援していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。時間になってしまったのですが、その他で次回の日程の確認をお願いいたします。

事務局

その前に1箇所修正がございまして、53ページの 保育所等訪問支援を利用出来る体制の表のところの数値なのですが、目標値のところは2事業所と書いてありますが、3事業所の誤りになりますので、修正させていただきます。

会長

あとはその他でよろしいでしょうか。

4. その他

事務局

計画の内容ですが、現段階ではいくつか数値が埋められないところがありまして、東京都からの返答がわかり次第、作成する予定でございますが、現段階では発出がいつ頃になるか 明確な回答が得られていない状況です。最終的に計画の修正がパブリックコメントの後になっております。今後の確認に至っては10月13日の協議会前にメール等にて資料の確認をしていただければと思います。承認については正副会長に一任していただくようお願いしたいと思っております。次回以降の協議会についてのご案内をいたします。第3回協議会が10月13日金曜日の午前中、会場はこちらの第2庁舎で予定をしております。市長への答申日が10月19日木曜日を予定しております。第4回協議会ですが、12月14日木曜日の午前中を予定しております。会場はこちらになります。第5回協議会については2月を予定しております。日程調整中でございます。以上になります。

会長

ありがとうございました。では以上で事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局

本日は長時間ご意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは令和5年度第2回府中市障害者計画推進協議会を閉会したいと思います。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。